

申込書送付先： Web申し込みの場合 ⇒　https://digitalgovlabs.wixsite.com/home

書面申し込みの場合 ⇒　digitalgovlabs@gmail.com

＜入会申し込み方法＞

会員登録

会費支払

入会許可通知

入会審査

申し込み

Webまたは書面

30日以内

メール通知

最大3か月

１．はじめに

本書は、特定非営利活動法人Digital Government Labs（以下、「法人」という。）への入会方法および会員への周知事項を定めたものです。入会前に内容をよくお読みになって、法人の活動趣旨をご理解の上、お申し込みください。

２．賛助会員種別

個人賛助会員　　法人の活動目的及び趣旨に賛同し、法人の活動に積極的に協力をする者として法人の承認を受けた個人。

団体賛助会員　　法人の活動目的及び趣旨に賛同し、法人の活動に積極的に協力をする者として法人の承認を受けた団体。なお、団体の会員は代表参加者を特定してください。

３．入会手続

入会しようとする個人または団体は、入会申込書を提出してください。理事会の入会審査を経て、代表理事がその可否を決定したのち、これを通知します。

４．会費について

入会金は不要です。いずれの会員も以下の年会費を入会許可通知に記載の指定日までに納めてください。

年会費　　個人賛助会員　 3,000円/年

団体賛助会員　50,000円/年（1口）

※年度途中の入会であっても、通年の会費をお支払いください。

５．会員が受けられるサービス等について

会員が受けられるサービス等は、主に以下のとおりです。

・法人の主催するセミナー・講演会等の優先参加ができます

・法人が公開する成果物の優先公開を受けられます

・法人が主催する研究会等への参加申込みができます（参加には法人の審査があります）。

　　※これらのサービス等は、法人の運営上の都合により変更されることがあります。

６．会員資格に係る変更の届出

会員は、会員資格に係る変更が生じた場合、速やかに届出を事務局に行ってください。

７．会員資格の有効期間について

会員資格の有効期間は、毎年4月1日から当該年度終了の3月31日までとします。

年度途中の入会の場合、すべての入会手続きが完了した日から、当該年度終了の3月31日までを有効期間とします。

８．会員資格の継続について

期限終了の15日前までに、本人もしくは法人の場合は代表者から退会の特段の意思表示がない場合には、会員資格は自動更新されます。これに伴い、新年度開始から30日以内に会費納入を行ってください。(期日までに遅延等のご連絡が無く会費の納入がされない場合は、自動退会となります。)

９．会員資格の喪失について

会員が次の各号の一に該当する場合は、資格を喪失します。

(１) 本人から退会の申し出があったとき。

(２) 本人が死亡、若しくは失踪宣告を受けたとき。

(３) 会員である法人が消滅したとき。

(４) 指定された期日までに会費の納入が無いとき。

(５) 除名されたとき。

１０．退会手続について

会員は、別に定める退会届を事務局に提出して、任意に退会することができます。

１１．除名について

会員が次の各号の一に該当する場合は、総会の議決により除名されます。

(１) 法人の定款又は規則に違反したとき。

(２) 法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(３) その他の正当な事由があるとき

上記処置を行う場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会が与えられます。

１２．会員資格喪失に伴う権利及び義務について

会員がその資格を喪失したときは、法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れます。ただし、未履行の義務は、これを免れることができません。なお、法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品を返還いたしません。

１３．個人情報の取り扱いについて

法人は、法人が保有する会員の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、次の各号の場合を除き、お預かりした個人情報を第三者に提供すること及び目的外利用をいたしません。

（１）該当する情報がすでに公開されているか一般に周知されている場合

（２）情報開示や第三者への提供について、該当する会員の同意がある場合

（３）裁判所や警察等の公的機関から、法律に基づく正式な照会を受けた場合

（４）会員の行為が、法人の権利、財産やサービス等に損害を及ぼす可能性があり、それらを保護のために必要と認められる場合

（５）会員の生命、身体又は財産の保護のため緊急に必要で、会員の同意を得ること

が難しい場合

１４．会員の禁止行為について

会員は、次の各号における行為をしてはなりません。

（１）会員権利を第三者に譲渡もしくは使用させる行為

（２）法人の許可なく、法人の名称もしくはこれを連想させる名称を無断で使用し活動する行為

（３）各会員の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為

（４）各会員を差別もしくは誹謗中傷し又は各会員の名誉もしくは信用を毀損する行為

（５）犯罪的行為又は犯罪的行為に結び付く行為、またはそのおそれのある行為

（６）上記各号の他、法令、本規約もしくは公序良俗に違反する行為、法人事業の運営を妨害する行為、法人の信用を毀損、もしくは財産を侵害する行為、又は法人に不利益を与える行為

（７）上記各号のいずれかに該当する行為を助長する行為

（８）その他、法人が不適切と認める行為

１５．損害賠償について

会員が、定款及び関連する規約に反し、又はそれに類する行為によって法人が損害を受けた場合、当該会員は、法人が受けた損害を法人に賠償しなくてはなりません。

また、法人は、会員に提供する事業の利用等により発生した会員の損害等に対し、法人の故意又は重過失による場合を除き、いかなる理由においても損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。

１６．会員間の紛争について

会員間相互に生じた紛争において、会員の自己費用と責任において解決するものとし、法人は一切の責を負いません。

以上